

1 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財 = 地中(土中・水中・海中)に埋蔵されている文化財
「埋蔵文化財包蔵地」とは「埋蔵文化財が存在する可能性がある土地」のことです。

遺跡 = 過去の人間活動の痕跡(遺構+遺物)

遺構 = 過去の人間活動で作りだされた住居跡や土坑、構築物等の不動産

遺物 = 過去の人間活動で作りだされた道具・器物等の動産



はちかた
八方遺跡(平17A)出土遺物

埋蔵文化財は、遺跡・遺物を通して当時の人々の生活・文化・社会構造を知る貴重な資料です。
一度破壊されると二度と元に戻せないため、文化財保護法においてその保護の制度を確立しています。

2 埋蔵文化財保護のしくみ

①周知・照会



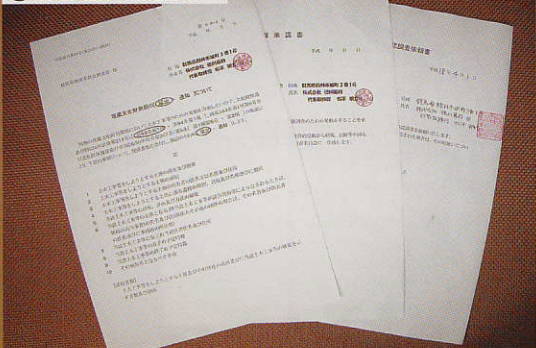
館林市教育委員会で遺跡台帳と照会します。
(他に電話・FAX等による確認も可)

②協議・調整



埋蔵文化財の取扱いと保存について事業者と詳細な協議を行います。

③届出書類の提出



埋蔵文化財保護のしくみと流れは、以下のとおりです。

①周知・照会

周知……館林市教育委員会は、遺跡台帳、遺跡地図を作成・整備し埋蔵文化財包蔵地の存在を広く知らせます。
照会……事業者は、開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか否かを事前に照会・確認します。

全国44万ヶ所、館林市内145ヶ所(平成17年現在)

②協議・調整

協議……開発予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合、館林市教育委員会と事業者間で埋蔵文化財の取扱いについて協議を行います。
調整……開発場所や開発計画が変更可能かどうか調整します。変更が不可能な場合は、届出提出後に試掘・確認調査に入ります。

場所変更が「可能」な場合

場所変更が「不可能」な場合

包蔵地以外で開発

③届出書類の提出

④試掘・確認調査

③届出書類の提出

届出書類は3種類

「発掘届」(1部)-----事業者が開発計画の概要を届出します。
「試掘・確認調査依頼書」(1部)---事業者が調査を依頼します。
「発掘承諾書」(1部)-----地権者が発掘調査を承諾します。

届出書類は開発着手の60日前までに提出しなければなりません

届出書類はこちらからダウンロードできます。
<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/bunka/>

裏面につづく

3 発掘調査

④試掘・確認調査

開発予定地の地下の状況、遺構の有無を確認します。
調査結果をうけて群馬県教育委員会から指導事項が伝達されます。

遺構が確認された場合、試掘・確認調査の結果・データをもとにして埋蔵文化財の保存について館林市教育委員会と事業者間で改めて協議を行います。

遺構・遺物が無い場合、若しくは遺構保存可能な場合、開発に着手できます。

遺構・遺物がある場合は、開発予定地や計画変更を調整します。

記録保存のための本調査を実施する場合は、費用等を積算・提示します。

遺構・遺物が無い
遺構保存「可能」

遺構保存「不可能」

本調査は不要

協議

開発に着手できる

⑤本調査

発掘調査の手順

- A 土木重機により遺構が確認できる深さまで表土排除。
- B 人力により遺構面の精査を行い、遺構の有無を確認します。
- C 確認した遺構を掘削・検出します。
- D 遺構の記録を行います。(写真撮影・図面作成[平面図・断面図等])

発掘調査には **試掘・確認調査** と **本調査** があります。

試掘・確認調査 とは

- 工事に先立ち、開発予定地の地下の状況を確認するための調査です。
- 調査では、遺構の有無を確認し、遺構の場所と深さを調べます。
- 行政の費用負担で行います。
- 事業者は「発掘届」「試掘・確認調査依頼書」「発掘承諾書」を提出。
- 調査期間は状況によって異なります。(開発規模・地下の状況・天候)

本調査 とは

- 工事で破壊される遺構を、記録保存するための調査です。
- 事業者の費用負担で行います。(一部例外があります。)
- 例) 営利目的＝事業者負担 ⇔ 個人住宅等＝行政負担
- 調査後の遺物整理や報告書作成に係る費用は別途必要です。
- 事業者が発掘調査機関に調査を委託します。
- 調査期間は状況によって異なります。(開発規模・遺構の状況・天候)

⑤本調査

調査の手順は、基本的には **試掘・確認調査** と同じです。

⑥保存・資料整理

⑦普及活動

4 開発を円滑に進めるために

埋蔵文化財は、決して「厄介もの」「迷惑な存在」ではありません。早い段階で、開発予定地・計画と埋蔵文化財への影響を確認し、計画変更や発掘調査等の対応をとることが重要です。

埋蔵文化財包蔵地 = 昔から生活に適した豊かな場所です。

埋蔵文化財を後世に伝えることは、現代に生きる我々のつとめです。

④試掘・確認調査



土地の約1割に試掘溝(トレンチ)を入れ、遺構の有無、場所・深度を調査します。

⑤本調査



⑥保存・資料整理



遺物を整理し、収蔵・保存します。

⑦普及活動



遺跡説明会や展示会等の普及活動を展開し、調査結果を公開することで埋蔵文化財保護の重要性を伝えます。

館林市教育委員会 文化振興課

〒374-0018 群馬県館林市城町3-1
☎ 0276-74-4111 ☎ 0276-74-4113
http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/bunka/
E-mail: bunka@city.tatebayashi.gunma.jp
埋蔵文化財包蔵地照会受付は午前9時～午後5時迄